平成２５年（フ）第４２７号
静岡市葵区駒形通４丁目２番18号　マンション豊城107号
債務者　岩崎加寿子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１号
北海道帯広市西19条南４丁目34番５号　明和団地537号
債務者　金子　則子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
北海道帯広市西13条南36丁目１番11号
債務者　北野由理子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３５０８号
大阪市浪速区戎本町２丁目10番２―404号
債務者　水谷　宏二
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３８号
大阪市浪速区塩草３丁目３番22―203号
債務者　竹之内義晴
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７３号
大阪市東淀川区上新庄３丁目10番17号　いほりコーポ501号
債務者　安田良子こと　安　　良子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１号
沖縄県沖縄市嘉間良３丁目２番33号
債務者　秋元　由紀
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３６号
愛知県豊橋市西松山町105番地１
債務者　梅田　徳雄
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３１４号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番16号コーポ麻生川202号、前住所大阪府岸和田市畑町232番地の９
破産者　野口　重秋
1　破産債権の届出期間　平成25年９月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月19日午後１時30分
平成25年８月26日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
広島市西区新庄町45番１―807号
破産者　一ノ位工務店こと　林　　敏巳
1　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
2　一般調査期日　平成25年11月22日午後３時30分
平成25年８月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１号
北海道旭川市豊岡11条２丁目１番12号　ジョビアル106号
破産者　石田真貴子
1　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
2　一般調査期日　平成25年10月17日午後２時40分
平成25年８月28日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９３号
京都府宇治市折居台１丁目４番地の69
破産者　髙棟　俊彦
1　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
2　一般調査期日　平成25年11月13日午前10時
平成25年８月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地32
破産者　亀田　彰一
1　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
2　一般調査期日　平成25年10月30日午後１時40分
平成25年８月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
兵庫県明石市林３丁目19番23号
破産者　清算法人明石市水産加工業協同組合
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月26日午前10時30分
平成25年８月27日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６号
兵庫県明石市大久保町西島339番地の１　サンシティ明石江井ヶ島Ⅱ―111号、開始決定時の住所兵庫県明石市藤江1595番地の30
破産者　藤原　伸生
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月26日午前11時15分
平成25年８月27日
神戸地方裁判所明石支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５４５号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目10番２棟102号
破産者　川上　好弘
免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
平成25年８月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続終結

平成２４年（再）第８号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
再生債務者　株式会社英田光カントリークラブ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部